

令和8年4月1日

分割に係る事後開示書類
(会社法第811条第1項第1号及び会社法施行規則第209条に定める書面)

(新設分割会社)

東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
株式会社日本M&Aセンターホールディングス
代表取締役 三宅卓

(新設分割設立会社)

東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
株式会社J-Capital
代表取締役 大槻昌彦

上記の新設分割会社及び新設分割設立会社は、令和8年2月13日付新設分割計画書(以下「本件新設分割計画書」といいます。)に基づき、令和8年4月1日を効力発生日とし、新設分割会社の投資ファンドを運営する企業グループの管理・運営事業(以下「本件事業」という。)に関して有する権利義務を、新設分割設立会社に承継させる新設分割(以下「本件新設分割」という。)を行いました。

本件新設分割に関する会社法第811条第1項第1号及び会社法施行規則第209条に規定する事項は以下のとおりです。

1. 本件新設分割が効力を生じた日
令和8年4月1日

2. 会社法第805条の2、第806条、第808条及び第810条の規定による手続の経過
 - (1) 会社法第805条の2(新設合併等の差止請求)の手続の経過に関する事項
本件新設分割は、会社法第805条に定める簡易分割に該当するため、会社法第805条の2(新設合併等の差止請求)の手続の適用はありません。

 - (2) 会社法第806条の規定による手続の経過
本件新設分割は、会社法第805条に定める簡易分割に該当するため、新設分割会社は、会社法第806条の規定による手続は実施しておりません。

 - (3) 会社法第808条の規定による手続の経過
新設分割会社は新株予約権を発行していないため、該当はありません。

 - (4) 会社法第810条の規定による手続の経過
新設分割会社は、新設分割設立会社への債務の承継を重畳的債務引受の方法により行っているため、会社法第810条の規定による手続は行っておりません。

3. 本件新設分割により新設分割設立会社が新設分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

令和8年4月1日をもって、本件新設分割計画書に定めるところに従い、新設分割設立会社が承継した新設分割会社の本件事業に関して有する権利義務は、別紙記載のとおりです。

4. 上記に掲げるもののほか、本件新設分割に関する重要な事項

該当はありません。

以上

別紙 承継した権利及び義務

1. 資産

- ・次に掲げる資産その他の新設分割会社が本件事業に関して有する一切の資産

現預金

金額	1,500,000,000
-----------	----------------------

関係会社株式（帳簿価額は、令和7年12月31日現在）

種類・銘柄	数量	帳簿価額（円）
株式会社 AtoG Capital	1,000	50,000,000
株式会社日本サーチファンド	1,000	100,000,000
日本プライベートエクイティ株式会社	390	66,548,111
株式会社日本投資ファンド	400	4,000,000
株式会社サーチファンド・ジャパン	55	5,500,000
合計		226,048,111

投資事業有限責任組合出資持分

（帳簿価額は、令和7年12月31日現在）

種類・銘柄	口数	帳簿価額（円）
日本投資ファンド第2号投資事業有限責任組合	1,700	515,312,181
AtoG 1号投資事業組合	1,000	668,334,231
北海道サーチファンド1号投資事業有限責任組合	498	6,888,836
南九州サーチファンド1号投資事業有限責任組合	299	4,136,424

北陸サーチファンド1号投資事業有限責任組合	498	8,253,778
阿波サーチファンド1号投資事業有限責任組合	498	14,343,527
合計		1,217,268,977

- ・株式会社 AtoG Capital に対する貸付金、未収利息の一切

投資事業有限責任組合出資持分

(帳簿価額は、令和7年12月31日現在)

種類・銘柄	口数	帳簿価額 (円)
日本投資ファンド第1号投資事業有限責任組合	1,500	510,290,704
サーチファンド・ジャパン第1号投資事業有限責任組合	40	104,707,509
サーチファンド・ジャパン第2号投資事業有限責任組合	1,000	377,845,729
合計		992,843,942

2. 負債

なし

3. 契約上の地位及びこれに付随する権利義務

新設分割会社を当事者として締結された本件事業に関する一切の契約、これに関する契約上の地位及びこれらに基づき発生した一切の権利義務。

4. 雇用契約等

なし

5. その他の権利義務等

本件事業に関する一切の許可、認可、届出、登録等のうち、法令上承継可能なもの

以 上